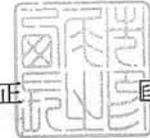


公文書不開示決定通知書

西 病 第168号
平成22年 2月19日

名古屋市民オンブズマン
代表 倉橋克実 様

西尾市長 榊原康正 印



平成22年2月15日付けで開示請求のありました公文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、西尾市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項	H22 年度西尾市民病院防災カーテンリースに関する随意契約理由書ならびに歴代の随意契約理由書
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	西尾市情報公開条例第11条第2項の規定により、該当する公文書が存在しないため。
開示が可能となる時期(あらかじめ明らかにできる場合にのみ記入)	
担 当 課 等	事務部管理課 電話 56-3171 内線 2245

この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、提起することができます。

なお、異議申立てをした場合には、前記の異議申立ての決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。